

1 給付対象者、給付条件

No	質問	回答													
1	給付対象及び給付額について教えてほしい。	<p>下記のとおりとなります。 ただし、給付対象となる期間中(令和2年1月30日～令和2年6月30日)に10日間以上の勤務を行っていることが必要です。</p> <table border="1" data-bbox="1018 400 1879 736"> <thead> <tr> <th>医療機関、勤務内容</th> <th>条件</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員(Q2参照)</td> <td>実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等に勤務していた場合</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行わなかった医療機関等に勤務していた場合</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し、患者と接する医療従事者や職員(*1)</td> <td>実際に、新型コロナウイルス感染症の入院患者受け入れを行った医療機関等に勤務していた場合(*2)</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の医療機関等に勤務していた場合</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 但し、勤務する病院、診療所及び歯科診療所は保険医療機関に限り、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限ります。 *2 三重県内では、該当する医療機関等はありません。</p>	医療機関、勤務内容	条件	給付金額	都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員(Q2参照)	実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等に勤務していた場合	20万円	新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行わなかった医療機関等に勤務していた場合	10万円	その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し、患者と接する医療従事者や職員(*1)	実際に、新型コロナウイルス感染症の入院患者受け入れを行った医療機関等に勤務していた場合(*2)	20万円	上記以外の医療機関等に勤務していた場合	5万円
医療機関、勤務内容	条件	給付金額													
都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員(Q2参照)	実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等に勤務していた場合	20万円													
	新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行わなかった医療機関等に勤務していた場合	10万円													
その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し、患者と接する医療従事者や職員(*1)	実際に、新型コロナウイルス感染症の入院患者受け入れを行った医療機関等に勤務していた場合(*2)	20万円													
	上記以外の医療機関等に勤務していた場合	5万円													
2	「都道府県から役割を設定された医療機関」とはどのような医療機関か。	新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関として県から設定されたもの、帰国者・接触者外来設置医療機関等が該当します。													
3	新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者に診療等を行い、陰性であることが判明した場合も、「新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等」に該当するか。	帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査センターについては、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者に診療等を行い、陰性であることが判明した場合であっても、「新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等」として、1人20万円の給付となります。 ただし、当該医療機関において実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む)に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人10万円の給付となります。													
4	県から役割を設定されていない医療機関においても、新型コロナウイルス入院患者を受け入れた場合には20万とされているが、役割を設定されていない医療機関に入院した患者が入院後に新型コロナ患者と判明(当該医療機関でPCR検査実施)し、判明後すぐに別の医療機関に転院した場合は20万の対象となるのか。	陽性判明後の患者に対する入院診療を行ったといえないのであれば20万円の対象となりません。													
5	県から役割を設定されていない医療機関においても、新型コロナウイルス入院患者を受け入れた場合には20万とされているが、役割を設定されていない医療機関で別疾患で過去に入院した者が、転院後に新型コロナ患者であったことが判明した場合20万の対象となるのか。	陽性判明後の患者に対する入院診療を行ったといえないのであれば20万円の対象となりません。													
6	県から役割を設定されていない医療機関においても、新型コロナウイルス入院患者を受け入れた場合には20万とされているが、役割を設定されていない医療機関で通院していた者(コロナの有症状期間に受診)が、別の医療機関の検査で新型コロナ患者であったことが判明した場合20万の対象となるのか。	陽性判明後の患者に対する入院診療を行ったといえないのであれば20万円の対象となりません。													
7	県から役割を設定されていない医療機関においても、新型コロナウイルス入院患者を受け入れた場合には20万とされているが、役割を設定されていない医療機関において、保健所の依頼でPCR検体採取を行い、陽性だった場合及び陰性だった場合20万の対象となるのか。	都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来又は都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターといえないのであれば20万円の対象となりません。													
8	県から役割を設定されていない医療機関においても、新型コロナウイルス入院患者を受け入れた場合には20万とされているが、役割を設定されていない医療機関の当該医療機関職員が新型コロナ患者であった場合20万の対象となるのか。	陽性判明後の患者(当該医療機関職員)に対する入院診療を行ったといえないのであれば20万円の対象となりません。													
9	「患者と接する医療従事者や職員」の「患者」とは、新型コロナウイルス感染症患者のみを指すのか。	新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む)以外の、他の疾病による患者も含まれます。													
10	「患者と接する医療従事者や職員」とは、どこまで含まれるか。	<p>新型コロナウイルス感染症患者以外の患者であっても、患者と接する業務に従事する医療従事者や職員であれば、慰労金の対象となります。</p> <p>&lt;対象とならない場合の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象期間中にテレワークのみにより勤務していた職員</li> <li>医療を提供する施設とは区分された場所で勤務していた職員</li> </ul>													
11	給付対象となる「職員」の範囲については、派遣職員も含まれるか。	対象となります。派遣職員、委託職員、アルバイト、非正規職員等であっても、利用者との接触を伴い、継続して提供することが必要な業務であると対象施設が判断した場合は、慰労金の給付対象となります。													
12	給付対象となる「職員」の範囲については、事務職や清掃職員等も含まれるか。	<p>対象となります。資格や職種による限定はありませんので、施設管理者、事務職、調理員、清掃職員、送迎職員等も、医療機関等における勤務内容によっては、慰労金の給付対象となります。</p> <p>※一般的には、医療機関内での受付や会計等の医療事務、院内清掃、患者搬送、患者等給食等の業務は、対象となる場合が多いと考えられます。申請の際は、各医療機関等における委託業務の内容により、各医療機関等の実態に応じて判断してください。</p>													
13	給付対象となる「職員」の範囲については、医療機関内のコンビニエンスストアやレストラン、銀行、敷地内薬局等で働く場合も含まれるか。	いわゆる賃貸借契約による場所貸しとして営業する事業者で働く場合は、対象外となります。													
14	外来案内などを行う院内ボランティアも患者と接する可能性が高いが、慰労金の対象外となるのか。	ボランティアは対象外となります。													

15	家族等が無償で医療機関の手伝いをしてくれているが、従業員とみなしてよいか。	雇用関係にない家族等は対象外となります。
16	地域外来・検査センターとして、市・市医師会でスクリーニングセンターを運営し、感染が疑われる者の検体採取を行っており、対応した医療従事者及び受付、誘導等を行った職員も対象となるか。また受付等で感染が疑われる患者に対応した行政の職員も対象となるか。	患者と接する等の要件を満たす医療従事者等である必要があるが、示された施設は対象となり得ます。
17	「診療所」に歯科診療所は含まれるか。	歯科診療所は対象となります。ただし、保険医療機関に限ります。
18	薬局での勤務は対象となるか。	薬局薬剤師については、慰労金の対象とはなりません。ただし、病院・診療所薬剤師は、慰労金の対象となることがあります。
19	支給対象機関について、「薬局」の従事者は当該慰労金の支給対象になりますか。この場合、「院外薬局」と「院内薬局（薬剤部）」の別がありますが、支給対象の取り扱いに違いがありますか。	院外薬局は対象外、院内薬局は患者と接する等の要件を満たせば対象となります。
20	法人が医療機関と同一である看護学校の教員について、看護学校勤務であるが、医療機関に派遣され、来院者の体温測定等業務を行う教員等については、支給の対象となるか。	10日以上勤務要件等を満たせば対象となります。
21	訪問看護ステーション職員については、医療分と介護分で重複する可能性が考えられるが、どのようにすみわけすればよいか。	どちらから申請いただくことが可能です。（重複給付は認められません）
22	給付の要件となる勤務の対象期間はいつからいつまでか。	三重県においては、令和2年1月30日から令和2年6月30日までの間に、10日以上勤務した方が慰労金の給付対象となります。
23	年次有給休暇や育児休暇等を取得した場合、勤務日として算入してよいか。	年次有給休暇や育児休暇等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。なお、テレワークのみにより勤務する等の場合も、勤務日としてはみなされません。
24	年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しないとあるが、土・日・祝日や、勤務シフト上で休みとなっている日も勤務日に算入しないのか。	勤務実態がない日は算入しません。
25	対象期間中に10日以上勤務した場合で、時短勤務等を行っていた場合は、給付対象となるか。	1日当たりの勤務時間については問わず、対象期間中の勤務日数が10日間以上であれば、給付対象となります。
26	対象期間中に複数の医療機関等で勤務し、合計の勤務期間が10日以上となる場合も給付対象となるか。	複数の事業所で勤務した場合は通算して計算しますので、対象期間中の勤務日数の合計が10日間以上であれば、給付対象となります。
27	6月30日現在で10日間の勤務日数に満たない場合は、経過措置はあるのか（例：6月29日から勤務を開始し、コロナウイルス感染症患者の対応をした職員）	経過措置はありません。
28	複数の医療機関でそれぞれ10日間以上勤務した場合、それぞれの病院から給付申請できるか。	慰労金の給付は、介護施設や障害施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人1回までです。申請の際は、重複請求ではないことを十分に確認してください。なお、基本的には主として勤務する医療機関等で申請していただくこととしています。
29	対象期間中に、複数の都道府県でそれぞれ10日間勤務した場合、それぞれの都道府県に給付申請できるか。	慰労金の給付は1人1回となりますので、対象期間中に複数の都道府県において勤務していた場合であっても、申請についてはいずれか1つの都道府県からのみ行ってください。
30	対象期間中に10日間以上勤務していたが、現在は退職している場合、給付対象となるか。また、給付対象となる場合、どのように申請を行えばよいか。	対象期間中にQ1の医療機関等において10日間以上勤務していた場合は、既に退職している場合でも給付対象となります。申請方法については、可能な限り勤務していた医療機関等で取りまとめて申請を行ってください。やむを得ず退職者個人で申請を行う場合は、紙媒体やCD-R等により、三重県あてに直接申請をしていただきます。その場合、申請の際に、勤務していた医療機関等から勤務期間の証明を取得し、申請書と併せて申請してください。
31	勤務期間について、日付をまたぐ勤務を行った場合、2日とカウントするのか。	当直勤務等で日をまたぐ場合は、2日とカウントしてください。
32	6月30日以降に10日間以上業務に従事した場合や、感染者の対応に当たった場合は、新たに慰労金の申請を行うことができるか。	今回の慰労金の給付対象外となるため、申請を行うことはできません。また、1人1回限りの支給となるため、慰労金の支給後に支給額が変更になる事由が生じて、慰労金の追加や変更はできません。
33	本務は別業務だが、対象期間中にヘルプ業務等で通算10日間以上勤務を行った場合は、支給対象となるか。	対象期間中に、通算10日間以上勤務を行っていた場合は、支給対象となります。ただし、対象施設で勤務していても、Q1に定める職員等でなかった期間は通算できません。なお、申請に当たっては、重複請求にならないよう、ご確認等ご協力をお願いいたします。（特に、委託や嘱託職員等として、ヘルプ業務等で複数施設に勤務した方はご注意ください。）

## 2 給付方法

No	質問	回答
34	補助金は、申請後どのくらいで口座に振り込んでもらえるのか。大至急必要のため可能な限り早く振り込んで欲しい。	最短で申請月の翌月末を予定していますが、申請件数等によっては審査等に時間を要するため、遅れる場合があります。
35	補助金の振込口座は、個人の口座でもよいか。また、複数の口座でもよいか。	原則として、診療報酬等を振り込むために国保連に届出している口座へ振り込みます。
36	医療機関等の単位ではなく、直接一人一人に支給できないか。	現在は退職している方等、対象施設が取りまとめて請求を行えない事情がある場合に限り、県に直接、申請してください。

## 3 その他

No	質問	回答
37	慰労金は課税対象となるか。	今回の慰労金は、所得税法の非課税規定に基づき、非課税所得に該当します。また、令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律に基づき、受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが禁止され、支給を受けた金銭についても、差し押さえることが禁止されています。